オフサイト検査モニターの集計結果について

概要

◇ 金融庁では、金融検査に関して、預金者等一般の利用者及び国民経済の立場に立ち、的確かつ効果的な検査等の実施に資するため、「金融検査に関する基本指針」を 定めているところです。

この基本指針の適切な運用を確保するとともに、検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、検査モニターを実施しており、今後の検査業務の参考としております。

- ◇ この検査モニターは、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ伺い、検査 の実施状況などについて直接ご意見を伺うオンサイトモニターと、検査終了後文書で 回答をいただくオフサイトモニターの2方式を実施しております。
- ◇ 文書によるオフサイトモニターについては、平成 17 年 7 月から、アンケート方式を導入したところ、多数の回答とご意見をいただいておりまして、関係各位のご協力に厚く御礼申し上げます。

つきましては、この度、このアンケート方式によるオフサイト検査モニターの結果を 取りまとめましたので、公表いたします。

アンケート要領

- ◇ アンケート方式は、金融庁や各財務局が実施した検査の執行状況などに関する、 各アンケート 25 項目に対して、基本的に、「1(妥当)」、「2(概ね妥当)」、「3(やや 妥当でない)」、「4(妥当ではない)」という4段階から、検査先の金融機関に択一方 式により回答していただくものです。
- ◇ 対象先

17年7月以降に検査マニュアルにより検査を実施した検査先で、18年5月10日 までに検査結果を通知した177先

◇ 回収期間

平成 17年7月から18年5月

◇ 回収先(率)

110 先(62%)

アンケート結果

アンケート結果(別紙参照)は、全体として「1」及び「2」とする回答が、それぞれ 58%、35%寄せられています。

しかし、中には「1」とする回答が 40%前後にとどまっているアンケート項目が散見されるほか、各項目のいずれかに「3」と回答した金融機関が相当数認められています。 これら、「3」との回答が寄せられた項目について、付記された意見の内容と併せて 金融庁としての検討結果をご紹介します。

「検査運営」について

全体として、「1」と「2」を合わせた回答が 93%となっております。

◇ 「検査期間」及び「検査の時期」

いずれにも「3」が、9%寄せられております。付記された意見をみると、検査の時期が、決算時期などの繁忙期と重なる場合に負担感が大きく、金融機関の規模等によっては、業務執行へ影響するため検査期間を短くして欲しい、などの意見が散見されております。

これらの意見に対しては、今後とも、金融機関の負担軽減には配慮していきたいと考えておりますが、一方で、検査の必要性や、現状の人員体制などの問題もあって、当方の対応にも限界があることもご理解頂きたいと思います。

◇「執務時間の考慮」

「3」が 10%寄せられております。付記された意見をみると、検査官の退出時刻の遅い日があったことや、概ねの終了時刻を予め伝えて欲しい、などの意見があります。

これらの意見に対しては、金融機関の負担への配慮や、就業時間外のヒアリング等を行う場合は、金融機関側の理解を求めることが必要なことから、主任検査官による管理を十分に行うよう徹底するほか、今後とも研修等の機会も通じ検査官に対する指導に努めて参ります。

「資料の提出」について

全体として、「1」と「2」を合わせた回答が 98%となっております。

しかし、「提出期限の設定」については、「3」が 5%寄せられており、付記された意見をみると、期限が短く事務負担を感じた、などの意見がみられます。

これらの意見に対しては、主任検査官による管理を十分に行うよう徹底するほか、 今後とも研修等の機会も通じ検査官に対する指導に努めて参ります。

「検査の執行状況等」について

全体として、「1」と「2」を合わせた回答が89%となっております。

しかし、「検証にあたっての、双方向の議論」については、「3」とする回答が 5%寄せられており、付記された意見には、実のある双方向の議論が十分になされたか疑問、 との意見もあります。

これらの意見に対しては、マニュアルの機械的・画一的運用につながる恐れもあり、 今後とも、主任検査官による各検査官への指導の徹底や、研修等の機会も通じ検査 官に対して双方向の議論の徹底について指導して参ります。

また、「検査官の態度」については、「3」が4%あり、一部検査官の言動に苦言が寄せられておりますが、この点につきましても、主任検査官による各検査官への指導の徹底や、研修等の機会を通じ検査官に対して穏健冷静な検査態度の徹底について指導して参ります。

「検査結果通知書」について

全体として、「1」と「2」を合わせた回答は 98%となっており、「1」とする回答は 73% を占めております。

しかし、「通知書の交付までの期間」については、「3」が3%あり、通知までの期間をもう少し早めて欲しいとの要望が寄せられております。

これらの意見に対しては、当方としても検査結果通知の交付はできる限り早期に行うことが重要と考えており、原則として、立入終了後、概ね3ヶ月以内を目途に行うと基本方針に定め、可能な限り速やかに行うよう努めているところです。

「検査モニター」について

- ◇ オンサイトモニターについては、実施すべきではないとする意見は寄せられておらず、制度自体の必要性は認識されているものと思われます。
- ◇ オフサイトモニターについては、アンケートの項目が分かりにくいなどの意見もあり、 項目の見直しを進めています。特に「前回検査との比較」については、一部新たな 目線での検査であった、とする回答が 30%寄せられていますが、これは評定制度 の導入が背景にあったものと思われますので、質問方法を見直します。
- ◇ 検査モニター等において寄せられた種々のご意見も踏まえ、一層適正な検査の実施に努めて参ります。各金融機関におかれましては、今後とも、検査モニターについてのご理解とご協力をお願いいたします。

(以上)

お問合わせ先

金融庁 Tel:03-3506-6000(代表) 検査局審査課検査モニタリング係 (内線 2556、2557)